

ベトナム社会主義共和国

QCVN 14 : 2008/BTNMT

生活排水に関する国家技術基準

National technical regulation on domestic wastewater

ハノイ、2008年

序文

国家技術基準準備委員会によって準備された生活排水に関する国家技術基準（QCVN 14: 2008/BTNMT）は、ベトナム環境総局及び法務局からの認可を得るために提出され、2008年〇〇月〇〇日付けの天然資源環境大臣決定 No. 〇〇/2008/QD-BTNMT と共に公布されたものである。

1. 総則

1.1. 通則

本規定は、環境へ排出する生活排水に存在する汚染物質の最大許容濃度を定めるものである。

本規定は、集中排水処理施設へ放流する生活排水に適用されない。

1.2. 適用範囲

本規定は、環境へ生活排水を排出する公共施設、武装勢力の基地、サービス提供施設、共同住宅及び住宅地、企業に適用される。

1.3. 定義

本規定では、下記用語は以下のように定義する。

1.3.1. 生活排水とは、飲食、入浴、洗濯、排泄などの人間の生活活動からの排出される液体である。

1.3.2. 受入水域とは、特定の利用目的のある地表水域又は沿岸海域で、生活排水を許可されている場所を言う。

2. 技術基準

2.1. 生活排水中の汚染物質の排水基準

受入水域への生活排水における汚染物質の排水基準は、以下のように計算され、Cmax 値を超えてはならない。

$$C_{max} = C \times K$$

備考：

Cmax とは、受入水域への生活排水における汚染物質の最大許容濃度を言い、単位を mg/l とする。

C とは、表 1. の 2.2 項で定めた汚染物質濃度である。

K とは、2.3 項で定めたサービス提供施設、公共施設及び共同住宅の規模、種類を考慮した係数である。

この計算式は pH 値及び大腸菌群の最大許容値には適応されない。

2.2. 生活排水中の最大許容濃度の計算基準となる汚染物質の C 値

受入水域への生活排水における最大許容濃度 Cmax の計算基準となる汚染物質の C 値は、表 1 に定められている通りである。

表 1. 生活排水中の最大許容濃度の計算基準となる汚染物質の値

番号	項目	単位	C値	
			A	B
1	pH	-	5 - 9	5 - 9
2	BOD ₅ (20°C)	mg/l	30	50
3	総浮遊物質	mg/l	50	100
4	溶存物質総量	mg/l	500	1000
5	硫黄化合物 (H ₂ Sを基に計算)	mg/l	1.0	4.0
6	アモニア (Nを基に計算)	mg/l	5	10
7	硝酸塩 (NO ₃ ⁻) (Nを基に計算)	mg/l	30	50
8	動物性・植物性油脂	mg/l	10	20
9	界面活性物質総量	mg/l	5	10
10	リン酸塩 (PO ₄ ³⁻) (Pを基に計算)	mg/l	6	10
11	総大腸菌群	MPN/100ml	3,000	5,000

注：

- 欄 A は、生活用水に利用される水域へ排出する生活の最大許容濃度を計算するために汚染物質項目の C 値を定める（地表水水質に関する国家技術基準の欄 A1 と欄 A2 と同等の水質）。
- 欄 B は、生活用水以外として利用される水域へ排出する生活排水の最大許容濃度を計算するために、汚染物質項目の C 値を定める（地表水に関する国家技術基準の欄 B1 と欄 B2 と同等の水質、又は沿岸海域と同等の水質）。

2.3. 係数 K の値

サービス提供施設、公共施設、共同住宅及び住宅地、企業の規模と種類により、係数 K の値は表 2.にしたがって適用するものとする。

表2. サービス提供施設、公共施設、共同住宅の種類に対応する係数Kの値

施設の種類	当該施設の規模、使用面積	係数Kの値
1.ホテル、レストハウス	50室以上、または三ツ星相当のホテル	1
	50室未満	1.2
2.政府系機関本署、事務所、学校、研究施設	1万m ² 以上	1.0
	1万m ² 未満	1.2
3.デパート、スーパー	5,000m ² 以上	1.0
	5,000m ² 未満	1.2
4.市場	1,500m ² 以上	1.0
	1,500m ² 未満	1.2
5.飲食店、食品売店	500m ² 以上	1.0
	500m ² 未満	1.2
6.生産施設、武装勢力の基地	500人以上	1.0
	500人未満	1.2
7.共同住宅、住宅地	50戸以上	1.0
	50戸未満	1.2

3. 測定方法

生活排水における汚染物質項目の測定方法は、国家基準に従うか、又は国際基準に対応して行われる。

- TCVN 6492:1999 (ISO 10523:1994)-水質-pH の測定
- TCVN 6001:1995 (ISO 5815 - 1989)-水質-5 日後の生物化学的酸素要求量 (BOD5) の測定-希釈及びシード方法
- TCVN 6625:2000 (ISO 11923:1997)-水質-グラスファイバーフィルターによる浮遊物質の測定
- TCVN 6053-1995 (ISO 9696-1992)-水質-非塩水中の総アルファ放射能の測定-濃厚源法 9
- TCVN 4567:1988 -水質-硫化物及び硫化塩の測定方法
- TCVN 5988:1995 (ISO 5664-1984)-水質-アンモニウムの測定-蒸留及び. 滴定法
- TCVN 6180:1996 (ISO 7890 - 3- 1988)-水質-硝酸塩の測定-第 3 部:スルホサリチル酸を使用する吸光光度法 6
- TCVN 6336-1998 (ASTM D 2330 - 1988)-メチレンブルーによる界面活性物質をテストする測定法

- TCVN 6622 - 2000 -水質-界面活性物質測定－第1部：メチレンブルーによる陰イオン界面活性物質をテストする測定法
- TCVN 6494:1999 -水質-イオンクロマトグラフ法による溶存フッ化物、塩化物、亜硝酸塩、オルトリン酸、臭化物、硝酸塩及び硫酸イオンの測定
- TCVN 6187 -1-1996 (ISO 9308-1-1990)-水質-大腸菌群，耐高温性大腸菌群及び推定大腸菌 (Escherichia coli)の検出・計数 第 1 部:メンブレ. ンろ過法
- TCVN 6187-2 : 1996 (ISO 9308-2 : 1990)-水質-大腸菌群、耐高温性大腸菌. 菌群及び推定大腸菌 (Escherichia coli)の検出・計数-第 2 部: 最確数. (MPN) 法
- US EPA Method1664 Extraction and gravimetry (Oil and grease and total petroleumhydrocarbons)に沿う油状物質の測定法

4. 実施計画

本規定は、2002年6月25日付けの科学技術大臣決定No. 35/2002/QD-BKHCMNTと共に公布された国家強制基準一覧表の中のTCVN 6772:2000-水質-生活排水基準を置き換えるものとする。

環境へ生活排水の排出関る組織及び個人は、本規定を遵守する責任を負う。

国家環境管理局は、本規定の実施に係る指導、監査及び監督の責務を負う。

本規定で参照している国家基準が改訂又は置き換られた場合には、その新基準を利用しなければならない。